

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第164号

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を次のように改正する。

第27条中「独立行政法人」の右に「，国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人，同条第3項に規定する大学共同利用機関法人」を加える。

附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

(建設局都市整備部区画整理課)